



発行 新潟県

号外 2

平成26年12月25日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 68 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 69 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（障害福祉課）
- 70 新潟県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）
- 71 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

訓 令

- 21 新潟県事務決裁規程の一部改正（人事課）
- 22 新潟県職員服務規程等の特例を定める規程の一部改正（人事課）

告 示

- 1685 知事はその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明の一部改正（財政課）

病院局管理規程

- 10 新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 11 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 12 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（病院局総務課）

企業局管理規程

- 10 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

人事委員会規則

- 6-1745 一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1746 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1747 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1748 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1749 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

公安委員会規則

- 13 新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第22条に基づく公安委員会の要請並びに第24条第2項及び第3項に基づく立入調査の実施に関する規則（組織犯罪対策第一課）
- 14 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則（警務課）

規 則

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第68号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前																									
(昇給等及び給料の調整額)		(昇給等及び給料の調整額)																									
<p>第6条 職員の昇給、昇格、降格及び昇給の期日等並びに給料の調整額については、一般職員の例によるものとする。この場合において、一般職員給与条例第12条第3項中「55歳」とあるのは「57歳」と、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和32年新潟県人事委員会規則第6—45号）第20条の2第1項中「別表第18の3」とあるのは「技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）別表第4」と、再任用職員以外の職員にあつては給料の調整額に関する規則（昭和32年新潟県人事委員会規則第6—48号）第2条第2項中「別表第2」とあるのは「技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）別表第5」と、再任用職員にあつては同項中「当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額」とあるのは「<u>8,500円</u>」とする。</p>		<p>第6条 職員の昇給、昇格、降格及び昇給の期日等並びに給料の調整額については、一般職員の例によるものとする。この場合において、一般職員給与条例第12条第3項中「55歳」とあるのは「57歳」と、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和32年新潟県人事委員会規則第6—45号）第20条の2第1項中「別表第18の3」とあるのは「技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）別表第4」と、再任用職員以外の職員にあつては給料の調整額に関する規則（昭和32年新潟県人事委員会規則第6—48号）第2条第2項中「別表第2」とあるのは「技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）別表第5」と、再任用職員にあつては同項中「当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額」とあるのは「<u>8,400円</u>」とする。</p>																									
<p>別表第5（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	調整基本額	1 級	6,000円	(略)		3 級	8,500円	(略)		(略)		<p>別表第5（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>8,400円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	調整基本額	1 級	5,900円	(略)		3 級	8,400円	(略)		(略)	
職務の級	調整基本額																										
1 級	6,000円																										
(略)																											
3 級	8,500円																										
(略)																											
(略)																											
職務の級	調整基本額																										
1 級	5,900円																										
(略)																											
3 級	8,400円																										
(略)																											
(略)																											

第2条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	123,900	175,000	197,000	222,900	261,900
2	124,800	176,500	198,400	224,800	264,000
3	125,800	178,000	199,800	226,700	266,000
4	126,700	179,500	201,200	228,500	268,100
5	127,700	180,900	202,600	230,200	270,200
6	128,700	182,400	204,100	232,100	272,300

7	129,700	183,900	205,500	234,000	274,400
8	130,700	185,400	207,000	235,800	276,500
9	131,500	186,900	208,500	237,500	278,600
10	132,500	188,100	210,100	239,400	280,700
11	133,500	189,400	211,700	241,200	282,800
12	134,600	190,600	213,300	243,100	284,900
13	135,400	192,000	214,700	244,900	287,000
14	136,400	193,100	216,400	246,800	289,100
15	137,400	194,300	218,100	248,600	291,200
16	138,400	195,500	219,700	250,400	293,300
17	139,500	196,700	221,100	252,200	295,400
18	140,700	197,900	222,300	254,200	297,500
19	141,900	198,900	223,500	256,200	299,600
20	143,100	200,000	224,700	258,200	301,700
21	144,200	201,000	226,000	260,100	303,800
22	145,400	202,200	227,600	262,000	305,900
23	146,600	203,400	229,200	263,900	308,000
24	147,800	204,500	230,800	265,700	310,100
25	149,000	205,700	232,400	267,700	312,100
26	150,500	207,000	233,900	269,600	314,200
27	152,000	208,300	235,400	271,500	316,300
28	153,500	209,600	236,900	273,400	318,400
29	154,900	210,900	238,300	275,300	320,400
30	156,400	212,200	239,700	277,200	322,500
31	157,900	213,500	241,100	279,100	324,600
32	159,400	214,800	242,400	281,000	326,700
33	160,900	215,500	243,600	282,700	328,400
34	162,700	216,900	245,000	284,600	330,400
35	164,500	218,200	246,300	286,500	332,500
36	166,300	219,600	247,700	288,400	334,600
37	168,100	220,700	249,000	290,100	336,500
38	169,800	222,000	250,400	291,900	338,500
39	171,500	223,300	251,800	293,700	340,500
40	173,200	224,500	253,200	295,500	342,500
41	174,800	225,600	254,400	297,400	344,400
42	176,200	226,800	255,700	299,100	346,300
43	177,600	228,000	257,000	300,800	348,200
44	179,000	229,200	258,300	302,500	350,100
45	180,500	230,400	259,300	304,200	352,000
46	181,900	231,600	260,400	305,900	353,600
47	183,300	232,800	261,600	307,600	355,200

48	184,700	233,900	262,800	309,300	356,800
49	186,000	235,100	264,100	310,600	358,500
50	187,200	236,300	265,300	312,200	359,700
51	188,300	237,500	266,500	313,800	360,900
52	189,500	238,700	267,500	315,400	362,000
53	190,600	239,800	268,600	317,100	363,000
54	191,700	240,800	269,800	318,700	364,100
55	192,800	241,800	271,000	320,300	365,100
56	193,900	242,800	272,200	321,900	366,200
57	195,000	243,800	273,200	323,400	367,100
58	196,000	244,800	274,300	324,600	367,800
59	197,100	245,800	275,400	325,800	368,500
60	198,100	246,800	276,400	327,000	369,200
61	199,200	247,800	277,500	328,100	369,800
62	200,100	248,700	278,600	329,100	370,500
63	201,000	249,600	279,700	330,000	371,200
64	201,900	250,500	280,800	331,000	371,900
65	202,600	251,500	281,700	331,900	372,400
66	203,400	252,300	282,500	332,700	373,100
67	204,200	253,100	283,300	333,500	373,800
68	205,000	253,800	284,200	334,300	374,500
69	205,500	254,600	285,100	335,200	375,000
70	206,100	255,200	285,900	335,900	375,700
71	206,500	255,800	286,700	336,600	376,400
72	207,100	256,300	287,400	337,300	377,100
73	207,700	256,600	288,200	337,800	377,600
74	208,400	257,000	289,000	338,400	378,300
75	209,100	257,500	289,800	339,000	379,000
76	209,900	258,000	290,600	339,600	379,700
77	210,200	258,600	291,200	340,000	380,200
78	210,900	259,000	291,800	340,500	380,800
79	211,600	259,500	292,300	341,000	381,400
80	212,300	260,000	292,700	341,500	382,000
81	213,000	260,300	293,100	342,000	382,700
82	213,700	260,600	293,600	342,500	383,300
83	214,400	260,900	294,100	343,000	383,900
84	215,100	261,200	294,600	343,500	384,500
85	215,800	261,400	295,000	344,000	385,100
86	216,500	261,800	295,600	344,500	385,700
87	217,200	262,100	296,200	345,000	386,300
88	217,900	262,400	296,800	345,500	386,900

89	218,400	262,600	297,100	345,900	387,600
90	219,000	262,800	297,600	346,400	388,200
91	219,600	263,200	298,100	346,900	388,800
92	220,200	263,400	298,600	347,400	389,400
93	220,600	263,700	299,000	347,700	390,100
94	221,100	264,100	299,500	348,200	
95	221,600	264,500	300,000	348,700	
96	222,100	264,900	300,500	349,200	
97	222,700	265,100	300,900	349,500	
98	223,200	265,400	301,400	350,000	
99	223,700	265,600	301,900	350,500	
100	224,200	265,900	302,400	351,000	
101	224,800	266,200	302,800	351,300	
102	225,300	266,400	303,200	351,700	
103	225,900	266,700	303,600	352,100	
104	226,500	267,000	304,000	352,500	
105	226,900	267,200	304,400	353,000	
106	227,400	267,500	304,800	353,400	
107	227,900	267,800	305,200	353,800	
108	228,300	268,100	305,600	354,200	
109	228,500	268,400	306,000	354,700	
110	228,900	268,700	306,400	355,100	
111	229,400	269,000	306,800	355,500	
112	229,900	269,300	307,200	355,900	
113	230,300	269,600	307,500	356,400	
114	230,800	269,900	307,900		
115	231,300	270,200	308,300		
116	231,800	270,500	308,700		
117	232,100	270,800	309,000		
118	232,500	271,100	309,400		
119	232,900	271,400	309,800		
120	233,300	271,700	310,200		
121	233,700	271,900	310,500		
122		272,200	310,900		
123		272,500	311,300		
124		272,800	311,700		
125		272,900	311,900		
126		273,200	312,300		
127		273,500	312,700		
128		273,800	313,100		

129		273,900	313,300		
130		274,200	313,700		
131		274,500	314,100		
132		274,800	314,500		
133		274,900	314,700		
134		275,200			
135		275,500			
136		275,800			
137		275,900			

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。

第3条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(格付及び給料の支給)	(格付及び給料の支給)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万900円</u> とする。	2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万5,700円</u> とする。
3 (略)	3 (略)
別表第5 (第6条関係) (略)	別表第5 (第6条関係) (略)
	<u>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</u>

第4条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	123,900	175,000	196,600	223,900	258,300
2	124,800	176,500	198,000	225,500	260,400
3	125,800	178,000	199,400	227,100	262,300
4	126,700	179,500	200,700	228,700	264,400
5	127,700	180,900	202,000	230,300	266,300

6	128,700	182,400	203,400	232,000	268,300
7	129,700	183,800	204,800	233,600	270,400
8	130,700	185,200	206,200	235,200	272,500
9	131,500	186,600	207,600	236,800	274,600
10	132,500	187,800	209,200	238,400	276,600
11	133,500	189,100	210,800	240,000	278,700
12	134,600	190,300	212,300	241,600	280,800
13	135,400	191,500	213,600	243,200	282,800
14	136,400	192,600	215,100	244,700	284,900
15	137,400	193,700	216,600	246,200	286,900
16	138,400	194,800	217,900	247,700	289,000
17	139,500	195,900	219,000	249,200	291,000
18	140,700	197,000	219,800	251,100	293,000
19	141,900	198,000	220,700	252,900	295,100
20	143,100	199,000	221,700	254,700	297,100
21	144,200	200,000	222,700	256,400	299,200
22	145,400	201,100	224,200	258,300	301,300
23	146,600	202,200	225,600	260,200	303,300
24	147,800	203,200	226,800	261,900	305,400
25	149,000	204,200	228,300	263,900	307,200
26	150,500	205,100	229,600	265,800	309,300
27	152,000	205,800	231,000	267,600	311,400
28	153,500	206,700	232,300	269,500	313,400
29	154,900	207,600	233,600	271,200	315,400
30	156,400	208,800	234,900	273,100	317,400
31	157,900	209,900	236,300	275,000	319,500
32	159,400	210,800	237,600	276,800	321,600
33	160,900	211,500	238,800	278,500	323,100
34	162,700	212,800	240,100	280,400	325,100
35	164,500	214,000	241,400	282,200	327,100
36	166,300	215,200	242,800	284,100	329,200
37	168,100	216,300	244,100	285,800	331,100
38	169,800	217,600	245,400	287,500	333,000
39	171,500	218,900	246,800	289,300	335,000
40	173,200	220,000	248,200	291,100	336,900
41	174,800	221,100	249,300	292,800	338,800
42	176,200	222,300	250,600	294,500	340,700
43	177,600	223,500	251,900	296,200	342,500
44	179,000	224,700	253,200	297,800	344,400
45	180,500	225,800	254,100	299,500	345,900
46	181,900	227,000	255,200	301,200	347,300

47	183,300	228,200	256,400	302,800	348,800
48	184,700	229,300	257,600	304,500	350,300
49	186,000	230,400	258,800	305,700	351,900
50	187,200	231,600	260,000	307,200	352,700
51	188,300	232,800	261,200	308,800	353,900
52	189,500	234,000	262,200	310,400	354,900
53	190,600	235,100	263,300	312,000	355,800
54	191,700	236,100	264,400	313,600	356,900
55	192,800	237,000	265,600	315,200	357,800
56	193,900	238,000	266,800	316,700	358,900
57	195,000	239,000	267,800	318,200	359,800
58	196,000	240,000	268,800	319,400	360,500
59	197,100	241,000	269,900	320,600	361,200
60	198,100	241,900	270,900	321,800	361,900
61	199,200	242,900	272,000	322,500	362,300
62	200,100	243,800	273,100	323,400	362,900
63	201,000	244,700	274,100	324,200	363,600
64	201,900	245,600	275,200	325,000	364,300
65	202,600	246,500	276,100	325,900	364,600
66	203,400	247,300	276,900	326,300	365,300
67	204,200	248,100	277,700	327,000	366,000
68	205,000	248,800	278,500	327,800	366,700
69	205,500	249,600	279,400	328,600	367,000
70	206,100	250,200	280,200	329,300	367,600
71	206,500	250,800	281,000	330,000	368,300
72	207,100	251,300	281,700	330,700	368,900
73	207,700	251,500	282,500	331,200	369,200
74	208,400	251,900	283,200	331,800	369,800
75	209,100	252,400	284,000	332,300	370,500
76	209,900	252,900	284,800	332,900	371,100
77	210,200	253,500	285,400	333,200	371,500
78	210,900	253,900	286,000	333,700	372,000
79	211,600	254,400	286,500	334,100	372,600
80	212,300	254,900	286,900	334,600	373,100
81	213,000	255,200	287,300	335,000	373,600
82	213,700	255,500	287,700	335,500	374,200
83	214,400	255,800	288,200	336,000	374,700
84	215,100	256,100	288,700	336,500	375,000
85	215,800	256,300	289,100	336,800	375,400
86	216,500	256,600	289,700	337,200	375,900
87	217,200	256,900	290,300	337,700	376,300

88	217,900	257,200	290,900	338,100	376,700
89	218,400	257,400	291,200	338,400	377,100
90	219,000	257,600	291,700	338,800	377,600
91	219,600	258,000	292,200	339,300	378,000
92	220,200	258,200	292,600	339,700	378,400
93	220,600	258,500	293,000	339,900	378,700
94	221,100	258,900	293,500	340,300	
95	221,600	259,200	294,000	340,800	
96	222,100	259,500	294,500	341,200	
97	222,700	259,700	294,800	341,300	
98	223,200	260,000	295,200	341,800	
99	223,700	260,200	295,700	342,200	
100	224,200	260,500	296,200	342,500	
101	224,800	260,800	296,600	342,800	
102	225,300	261,000	297,000	343,200	
103	225,900	261,300	297,300	343,600	
104	226,500	261,600	297,600	344,000	
105	226,900	261,800	297,900	344,500	
106	227,400	262,000	298,300	344,900	
107	227,900	262,300	298,700	345,300	
108	228,300	262,500	299,100	345,700	
109	228,500	262,800	299,400	346,200	
110	228,900	263,100	299,800	346,600	
111	229,400	263,400	300,200	346,900	
112	229,900	263,600	300,500	347,200	
113	230,300	263,800	300,700	347,700	
114	230,800	264,100	301,000		
115	231,300	264,300	301,300		
116	231,800	264,500	301,500		
117	232,100	264,800	301,700		
118	232,500	265,100	302,000		
119	232,900	265,400	302,300		
120	233,300	265,700	302,500		
121	233,700	265,800	302,700		
122		266,100	303,000		
123		266,400	303,300		
124		266,700	303,500		
125		266,800	303,700		
126		267,100	304,000		
127		267,400	304,300		
128		267,700	304,500		

129		267,800	304,700		
130		268,100	305,000		
131		268,400	305,300		
132		268,700	305,500		
133		268,800	305,700		
134		269,100			
135		269,400			
136		269,700			
137		269,800			

附 則

(施行期日等)

- この規則中第1条及び第2条の規定は公布の日から、その他の規定は平成27年4月1日から施行する。
- 第1条及び第2条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 改正後の規則の規定を適用する場合には、第1条及び第2条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 切替日の前日から引き続き技能労務職員の給与等に関する規則別表第1の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(知事が定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(施行細則)

- 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第69号

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県事務委任規則の一部改正)

第1条 新潟県事務委任規則(昭和35年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(児童相談所長への委任)</p> <p>第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(17)の2 児童福祉法第56条第5項の規定により、書類の閲覧等を求めること(同条第1項及び第2項に係るものに限る。)</p> <p>(18) 児童福祉法第57条の3第3項の規定により、報告等を命じ、又は当該職員に質問させること。</p> <p>(19) 児童福祉法第57条の4第3項の規定により、文書の閲覧等を求めること。</p> <p>(20)～(39) (略)</p>	<p>(児童相談所長への委任)</p> <p>第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(17)の2 児童福祉法第56条第8項の規定により、書類の閲覧等を求めること(同条第1項及び第2項に係るものに限る。)</p> <p>(18) 児童福祉法第57条の3第2項の規定により、報告等を命じ、又は当該職員に質問させること。</p> <p>(19) 児童福祉法第57条の4第2項の規定により、文書の閲覧等を求めること。</p> <p>(20)～(39) (略)</p>

(新潟県児童福祉施設規則の一部改正)

第2条 新潟県児童福祉施設規則(平成15年新潟県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の納入)</p> <p>第6条 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた者の保護者は、市町村が、法第21条の5の7第11項の規定により通所給付決定保護者に代わって、当該通所給付決定保護者に係る法第21条の5の3第2項に規定する障害児通所給付費(以下この項において「障害児通所給付費」という。)を支払う場合は、条例第3条第3項の規定により当該障害児通所支援を受けた者が納めなければならない使用料のうち障害児通所給付費を控除した額を県に納入するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退所)</p> <p>第7条 園長等は、入所者(新星学園において法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けている者又はセンターにおいて法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援若しくは法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けている者に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p>	<p>(使用料の納入)</p> <p>第6条 法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた者の保護者は、市町村が、法第21条の5の7第11項の規定により通所給付決定保護者に代わって、当該通所給付決定保護者に係る法第21条の5の3第2項に規定する障害児通所給付費(以下この項において「障害児通所給付費」という。)を支払う場合は、条例第3条第3項の規定により当該障害児通所支援を受けた者が納めなければならない使用料のうち障害児通所給付費を控除した額を県に納入するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退所)</p> <p>第7条 園長等は、入所者(新星学園において法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けている者又はセンターにおいて法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援若しくは法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けている者に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p>

(1)～(4) (略) 2 (略)	(1)～(4) (略) 2 (略)
----------------------	----------------------

(新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数)</p> <p>第3条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護師 ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 主として肢体不自由（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2の2第3項</u>に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>(指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数)</p> <p>第3条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護師 ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 主として肢体不自由（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2第3項</u>に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

新潟県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第70号

新潟県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県宅地建物取引業法施行細則（昭和56年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条並びに別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条並びに別記様式の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(受験の申込み)</p> <p>第12条 法第16条第1項又は第16条の17第1項の規定による<u>宅地建物取引士資格試験</u>を受けようとする者は、別記第5号様式による<u>宅地建物取引士資格試験受験申込書</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>第13条及び第14条 削除</p>	<p style="text-align: center;">(受験の申込み)</p> <p>第12条 法第16条第1項又は第16条の17第1項の規定による<u>宅地建物取引主任者資格試験</u>を受けようとする者は、別記第5号様式による<u>宅地建物取引主任者資格試験受験申込書</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(合格証書)</p> <p>第13条 省令第11条に規定する合格証書は、別記第6号様式のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(法第16条の13第3項の身分証明書の様式)</p> <p>第14条 法第16条の13第3項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記第7号様式によるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">(宅地建物取引士証の返納)</p> <p>第16条 法第22条の2第6項及び省令第14条の15第5項の規定による<u>宅地建物取引士証</u>の返納は、別記第8号様式による<u>宅地建物取引士証返納届</u>に<u>宅地建物取引士証</u>を添えて行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(取引主任者証の返納)</p> <p>第16条 法第22条の2第6項及び省令第14条の15第4項の規定による<u>取引主任者証</u>の返納は、別記第8号様式による<u>宅地建物取引主任者証返納届</u>に<u>取引主任者証</u>を添えて行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">(宅地建物取引士証の提出)</p> <p>第17条 法第22条の2第7項の規定による<u>宅地建物取引士証</u>の提出は、別記第9号様式による<u>宅地建物取引士証提出書</u>に<u>宅地建物取引士証</u>を添えて行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(取引主任者証の提出)</p> <p>第17条 法第22条の2第7項の規定による<u>取引主任者証</u>の提出は、別記第9号様式による<u>宅地建物取引主任者証提出書</u>に<u>取引主任者証</u>を添えて行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">(宅地建物取引士証の返還請求)</p> <p>第18条 法第22条の2第8項の規定による<u>宅地建物取引士証</u>の返還の請求は、別記第10号様式による<u>宅地建物取引士証返還請求書</u>によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(取引主任者証の返還請求)</p> <p>第18条 法第22条の2第8項の規定による<u>取引主任者証</u>の返還の請求は、別記第10号様式による<u>宅地建物取引主任者証返還請求書</u>によるものとする。</p>

第2号様式 (第3条関係)
宅地建物取引業従事者変更届

(略)

(略)	宅地建物取引士であるか否かの別 (登録番号)
-----	---------------------------

第5号様式 (第12条関係)
宅地建物取引士資格試験受験申込書
(略)

第6号様式及び第7号様式 削除

第8号様式 (第16条関係)
宅地建物取引士証返納届

(略)

下記のとおり宅地建物取引士証の返納事由が生じたので、宅地建物取引士証を返納します。

記

(略)	登録の消除 宅地建物取引士証の失効 亡失した宅地建物取引士証の発見
-----	---

(略)

宅地建物取引士証発行番号	
--------------	--

宅地建物取引士証交付年月日	(略)
---------------	-----

(略)

第9号様式 (第17条関係)
宅地建物取引士証提出書

(略)

宅地建物取引業法第68条の規定による禁止処分を受けたので、同法第22条の2第7項の規定により宅地建物取引士証を提出します。

(略)

宅地建物取引士証発行番号	
--------------	--

宅地建物取引	(略)
--------	-----

第2号様式 (第3条関係)
宅地建物取引業従事者変更届

(略)

(略)	取引主任者であるか否かの別 (登録番号)
-----	-------------------------

第5号様式 (第12条関係)
宅地建物取引主任者資格試験受験申込書
(略)

第6号様式 (第13条関係)
合格証書

(略)

第7号様式 (第14条関係)
(略)

第8号様式 (第16条関係)
宅地建物取引主任者証返納届

(略)

下記のとおり宅地建物取引主任者証の返納事由が生じたので、宅地建物取引主任者証を返納します。

記

(略)	登録の消除 取引主任者証の失効 亡失した取引主任者証の発見
-----	-------------------------------------

(略)

取引主任者証発行番号	
------------	--

取引主任者証交付年月日	(略)
-------------	-----

(略)

第9号様式 (第17条関係)
宅地建物取引主任者証提出書

(略)

宅地建物取引業法第68条の規定による禁止処分を受けたので、同法第22条の2第7項の規定により宅地建物取引主任者証を提出します。

(略)

取引主任者証発行番号	
------------	--

取引主任者証	(略)
--------	-----

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">士証交付年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>第10号様式（第18条関係） <u>宅地建物取引士証返還請求書</u></p> <p>(略)</p> <p>宅地建物取引業法第68条の規定による禁止処分期間が経過したので、同法第22条の2第8項の規定により<u>宅地建物取引士証</u>の返還を請求します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宅地建物取引士証発行番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宅地建物取引士証交付年月日</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	士証交付年月日		(略)		(略)		宅地建物取引士証発行番号		宅地建物取引士証交付年月日	(略)	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">交付年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>第10号様式（第18条関係） <u>宅地建物取引主任者証返還請求書</u></p> <p>(略)</p> <p>宅地建物取引業法第68条の規定による禁止処分期間が経過したので、同法第22条の2第8項の規定により<u>宅地建物取引主任者証</u>の返還を請求します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引主任者証発行番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引主任者証交付年月日</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	交付年月日		(略)		(略)		取引主任者証発行番号		取引主任者証交付年月日	(略)	(略)	
士証交付年月日																									
(略)																									
(略)																									
宅地建物取引士証発行番号																									
宅地建物取引士証交付年月日	(略)																								
(略)																									
交付年月日																									
(略)																									
(略)																									
取引主任者証発行番号																									
取引主任者証交付年月日	(略)																								
(略)																									

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第71号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(498) (略)</p> <p>(499) <u>宅地建物取引士資格試験手数料</u></p> <p>(500) <u>宅地建物取引士資格登録簿登録手数料</u></p> <p>(501) <u>宅地建物取引士資格登録</u>の移転申請手数料</p> <p>(502) <u>宅地建物取引士証</u>の交付申請手数料</p> <p>(503) <u>宅地建物取引士証</u>の有効期間の更新申請手数料</p> <p><u>(503)の2</u> <u>宅地建物取引士証</u>の再交付申請手数料</p> <p>(504)～(585) (略)</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(498) (略)</p> <p>(499) <u>宅地建物取引主任者資格試験手数料</u></p> <p>(500) <u>宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料</u></p> <p>(501) <u>宅地建物取引主任者資格登録</u>の移転申請手数料</p> <p>(502) <u>宅地建物取引主任者証</u>の交付申請手数料</p> <p>(503) <u>宅地建物取引主任者証</u>の有効期間の更新申請手数料</p> <p>(504)～(585) (略)</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第21号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成27年1月1日から実施する。

平成26年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 福祉保健部 （略）		別表第4（第6条関係） （略） 福祉保健部 （略）	
障害福祉課		障害福祉課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
（略）	(1)～(3) (略) (4) 児童福祉法第24条の21において準用する同法第19条の20第1項の規定により、障害児入所医療費の請求を審査し、かつ、額を決定すること。 (5)～(32) (略)	（略）	(1)～(3) (略) (4) 児童福祉法第24条の21において準用する同法第21条の3第1項の規定により、障害児入所医療費の請求を審査し、かつ、額を決定すること。 (5)～(32) (略)
（略）		（略）	
（略）		（略）	

◎新潟県訓令第22号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程（昭和55年4月新潟県訓令第11号）の一部を次のように改正し、平成27年1月1日から実施する。

平成26年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例)</p> <p>第2条の2 所属長は、次に掲げる職員が、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間(以下「特定勤務時間」という。)又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校に就学している子のある職員であつて、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場所にその子(各事業を利用するものに限る。)を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例)</p> <p>第2条の2 所属長は、次に掲げる職員が、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間(以下「特定勤務時間」という。)又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校に就学している子のある職員であつて、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員</p> <p>2～4 (略)</p>

告 示

◎新潟県告示第1685号

知事はその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明（平成13年2月新潟県告示第266号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成26年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

<p>別表 (1)～(5) (略) (6) 土木部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="text-align: center;">証 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 ～ 9</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条第1項の規定による<u>宅地建物取引士資格試験</u>に係る合格証明</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 ～ 15</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)～(9) (略)</p>		証 明	1 ～ 9	(略)	10	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条第1項の規定による <u>宅地建物取引士資格試験</u> に係る合格証明	11 ～ 15	(略)	<p>別表 (1)～(5) (略) (6) 土木部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="text-align: center;">証 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 ～ 9</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条第1項の規定による<u>宅地建物取引主任者資格試験</u>に係る合格証明</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 ～ 15</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)～(9) (略)</p>		証 明	1 ～ 9	(略)	10	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条第1項の規定による <u>宅地建物取引主任者資格試験</u> に係る合格証明	11 ～ 15	(略)
	証 明																
1 ～ 9	(略)																
10	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条第1項の規定による <u>宅地建物取引士資格試験</u> に係る合格証明																
11 ～ 15	(略)																
	証 明																
1 ～ 9	(略)																
10	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条第1項の規定による <u>宅地建物取引主任者資格試験</u> に係る合格証明																
11 ～ 15	(略)																

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第10号

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月25日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（昭和32年新潟県病院局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
ア 行政職給料表		ア 行政職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
1 級	<u>6,600円</u>	1 級	<u>6,500円</u>
2 級	<u>8,500円</u>	2 級	<u>8,400円</u>
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	
イ 医師職給料表		イ 医師職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
(略)		(略)	
4 級	<u>15,600円</u>	4 級	<u>15,500円</u>
備考 (略)		備考 (略)	
ウ (略)		ウ (略)	
エ 医療職給料表(三)		エ 医療職給料表(三)	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
1 級	<u>8,100円</u>	1 級	<u>8,000円</u>
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	
オ (略)		オ (略)	
カ 技能労務職給料表		カ 技能労務職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
1 級	<u>6,000円</u>	1 級	<u>5,900円</u>
(略)		(略)	
3 級	<u>8,500円</u>	3 級	<u>8,400円</u>
(略)		(略)	
備考		備考	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の調整基本額は <u>8,500円</u> とする。		(2) 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の調整基本額は <u>8,400円</u> とする。	
(3) (略)		(3) (略)	

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。

新潟県病院局管理規程第11号

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月25日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

医師職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100
	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
	40	363,600	431,100	485,600	544,200
	41	365,900	433,100	487,300	545,700
	42	367,400	434,900	489,100	547,100
	43	368,900	436,700	490,900	548,500
	44	370,400	438,500	492,700	549,800
	45	371,900	440,400	494,300	551,000
46	373,300	442,200	496,000	552,000	

	47	374,800	444,000	497,800	553,000
	48	376,300	445,800	499,600	554,000
	49	377,600	447,600	501,200	555,000
	50	378,600	449,300	502,500	555,900
	51	379,600	451,100	503,800	556,800
	52	380,600	452,900	505,100	557,700
	53	381,600	454,800	506,400	558,500
	54	382,500	456,000	507,700	559,400
	55	383,400	457,200	509,000	560,300
	56	384,300	458,400	510,300	561,200
	57	385,300	459,600	511,300	562,100
	58	386,200	460,600	512,100	563,000
	59	387,000	461,600	512,900	563,900
	60	387,900	462,600	513,700	564,600
	61	388,700	463,400	514,600	565,500
	62	389,200	464,100	515,400	566,400
	63	389,700	464,800	516,300	567,300
	64	390,200	465,500	517,100	568,200
	65	390,500	466,200	518,000	569,100
	66		466,900	518,900	
	67		467,600	519,600	
	68		468,300	520,500	
	69		468,800	521,400	
	70		469,500	522,200	
	71		470,200	523,100	
	72		470,900	524,000	
	73		471,300	524,800	
	74		471,900	525,700	
	75		472,600	526,600	
	76		473,300	527,300	
	77		473,700	528,100	
	78		474,300	529,000	
	79		474,900	529,900	
	80		475,400	530,800	
	81		476,000	531,600	
	82		476,500	532,500	
	83		477,000	533,400	
	84		477,500	534,300	
	85		477,900	535,100	
	86		478,500	536,000	
	87		478,900	536,900	
	88		479,400	537,800	
	89		479,900	538,600	
	90		480,500		
	91		481,100		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、病院に勤務する医師等に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給に

については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(施行細則)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。
-

新潟県病院局管理規程第12号

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月25日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	123,900	175,000	197,000	222,900	261,900
2	124,800	176,500	198,400	224,800	264,000
3	125,800	178,000	199,800	226,700	266,000
4	126,700	179,500	201,200	228,500	268,100
5	127,700	180,900	202,600	230,200	270,200
6	128,700	182,400	204,100	232,100	272,300
7	129,700	183,900	205,500	234,000	274,400
8	130,700	185,400	207,000	235,800	276,500
9	131,500	186,900	208,500	237,500	278,600
10	132,500	188,100	210,100	239,400	280,700
11	133,500	189,400	211,700	241,200	282,800
12	134,600	190,600	213,300	243,100	284,900
13	135,400	192,000	214,700	244,900	287,000
14	136,400	193,100	216,400	246,800	289,100
15	137,400	194,300	218,100	248,600	291,200
16	138,400	195,500	219,700	250,400	293,300
17	139,500	196,700	221,100	252,200	295,400
18	140,700	197,900	222,300	254,200	297,500
19	141,900	198,900	223,500	256,200	299,600
20	143,100	200,000	224,700	258,200	301,700
21	144,200	201,000	226,000	260,100	303,800
22	145,400	202,200	227,600	262,000	305,900
23	146,600	203,400	229,200	263,900	308,000
24	147,800	204,500	230,800	265,700	310,100
25	149,000	205,700	232,400	267,700	312,100
26	150,500	207,000	233,900	269,600	314,200
27	152,000	208,300	235,400	271,500	316,300
28	153,500	209,600	236,900	273,400	318,400
29	154,900	210,900	238,300	275,300	320,400
30	156,400	212,200	239,700	277,200	322,500

31	157,900	213,500	241,100	279,100	324,600
32	159,400	214,800	242,400	281,000	326,700
33	160,900	215,500	243,600	282,700	328,400
34	162,700	216,900	245,000	284,600	330,400
35	164,500	218,200	246,300	286,500	332,500
36	166,300	219,600	247,700	288,400	334,600
37	168,100	220,700	249,000	290,100	336,500
38	169,800	222,000	250,400	291,900	338,500
39	171,500	223,300	251,800	293,700	340,500
40	173,200	224,500	253,200	295,500	342,500
41	174,800	225,600	254,400	297,400	344,400
42	176,200	226,800	255,700	299,100	346,300
43	177,600	228,000	257,000	300,800	348,200
44	179,000	229,200	258,300	302,500	350,100
45	180,500	230,400	259,300	304,200	352,000
46	181,900	231,600	260,400	305,900	353,600
47	183,300	232,800	261,600	307,600	355,200
48	184,700	233,900	262,800	309,300	356,800
49	186,000	235,100	264,100	310,600	358,500
50	187,200	236,300	265,300	312,200	359,700
51	188,300	237,500	266,500	313,800	360,900
52	189,500	238,700	267,500	315,400	362,000
53	190,600	239,800	268,600	317,100	363,000
54	191,700	240,800	269,800	318,700	364,100
55	192,800	241,800	271,000	320,300	365,100
56	193,900	242,800	272,200	321,900	366,200
57	195,000	243,800	273,200	323,400	367,100
58	196,000	244,800	274,300	324,600	367,800
59	197,100	245,800	275,400	325,800	368,500
60	198,100	246,800	276,400	327,000	369,200
61	199,200	247,800	277,500	328,100	369,800
62	200,100	248,700	278,600	329,100	370,500
63	201,000	249,600	279,700	330,000	371,200
64	201,900	250,500	280,800	331,000	371,900
65	202,600	251,500	281,700	331,900	372,400
66	203,400	252,300	282,500	332,700	373,100
67	204,200	253,100	283,300	333,500	373,800
68	205,000	253,800	284,200	334,300	374,500
69	205,500	254,600	285,100	335,200	375,000
70	206,100	255,200	285,900	335,900	375,700
71	206,500	255,800	286,700	336,600	376,400

72	207,100	256,300	287,400	337,300	377,100
73	207,700	256,600	288,200	337,800	377,600
74	208,400	257,000	289,000	338,400	378,300
75	209,100	257,500	289,800	339,000	379,000
76	209,900	258,000	290,600	339,600	379,700
77	210,200	258,600	291,200	340,000	380,200
78	210,900	259,000	291,800	340,500	380,800
79	211,600	259,500	292,300	341,000	381,400
80	212,300	260,000	292,700	341,500	382,000
81	213,000	260,300	293,100	342,000	382,700
82	213,700	260,600	293,600	342,500	383,300
83	214,400	260,900	294,100	343,000	383,900
84	215,100	261,200	294,600	343,500	384,500
85	215,800	261,400	295,000	344,000	385,100
86	216,500	261,800	295,600	344,500	385,700
87	217,200	262,100	296,200	345,000	386,300
88	217,900	262,400	296,800	345,500	386,900
89	218,400	262,600	297,100	345,900	387,600
90	219,000	262,800	297,600	346,400	388,200
91	219,600	263,200	298,100	346,900	388,800
92	220,200	263,400	298,600	347,400	389,400
93	220,600	263,700	299,000	347,700	390,100
94	221,100	264,100	299,500	348,200	
95	221,600	264,500	300,000	348,700	
96	222,100	264,900	300,500	349,200	
97	222,700	265,100	300,900	349,500	
98	223,200	265,400	301,400	350,000	
99	223,700	265,600	301,900	350,500	
100	224,200	265,900	302,400	351,000	
101	224,800	266,200	302,800	351,300	
102	225,300	266,400	303,200	351,700	
103	225,900	266,700	303,600	352,100	
104	226,500	267,000	304,000	352,500	
105	226,900	267,200	304,400	353,000	
106	227,400	267,500	304,800	353,400	
107	227,900	267,800	305,200	353,800	
108	228,300	268,100	305,600	354,200	
109	228,500	268,400	306,000	354,700	
110	228,900	268,700	306,400	355,100	
111	229,400	269,000	306,800	355,500	
112	229,900	269,300	307,200	355,900	

113	230,300	269,600	307,500	356,400
114	230,800	269,900	307,900	
115	231,300	270,200	308,300	
116	231,800	270,500	308,700	
117	232,100	270,800	309,000	
118	232,500	271,100	309,400	
119	232,900	271,400	309,800	
120	233,300	271,700	310,200	
121	233,700	271,900	310,500	
122		272,200	310,900	
123		272,500	311,300	
124		272,800	311,700	
125		272,900	311,900	
126		273,200	312,300	
127		273,500	312,700	
128		273,800	313,100	
129		273,900	313,300	
130		274,200	313,700	
131		274,500	314,100	
132		274,800	314,500	
133		274,900	314,700	
134		275,200		
135		275,500		
136		275,800		
137		275,900		

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。

第2条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(格付及び給料の支給) 第4条 (略) 2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万900円</u> とする。 3 (略)	(格付及び給料の支給) 第4条 (略) 2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万5,700円</u> とする。 3 (略)

第3条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	123,900	175,000	196,600	223,900	258,300
2	124,800	176,500	198,000	225,500	260,400
3	125,800	178,000	199,400	227,100	262,300
4	126,700	179,500	200,700	228,700	264,400
5	127,700	180,900	202,000	230,300	266,300
6	128,700	182,400	203,400	232,000	268,300
7	129,700	183,800	204,800	233,600	270,400
8	130,700	185,200	206,200	235,200	272,500
9	131,500	186,600	207,600	236,800	274,600
10	132,500	187,800	209,200	238,400	276,600
11	133,500	189,100	210,800	240,000	278,700
12	134,600	190,300	212,300	241,600	280,800
13	135,400	191,500	213,600	243,200	282,800
14	136,400	192,600	215,100	244,700	284,900
15	137,400	193,700	216,600	246,200	286,900
16	138,400	194,800	217,900	247,700	289,000
17	139,500	195,900	219,000	249,200	291,000
18	140,700	197,000	219,800	251,100	293,000
19	141,900	198,000	220,700	252,900	295,100
20	143,100	199,000	221,700	254,700	297,100
21	144,200	200,000	222,700	256,400	299,200
22	145,400	201,100	224,200	258,300	301,300
23	146,600	202,200	225,600	260,200	303,300
24	147,800	203,200	226,800	261,900	305,400
25	149,000	204,200	228,300	263,900	307,200
26	150,500	205,100	229,600	265,800	309,300
27	152,000	205,800	231,000	267,600	311,400
28	153,500	206,700	232,300	269,500	313,400
29	154,900	207,600	233,600	271,200	315,400
30	156,400	208,800	234,900	273,100	317,400
31	157,900	209,900	236,300	275,000	319,500
32	159,400	210,800	237,600	276,800	321,600
33	160,900	211,500	238,800	278,500	323,100
34	162,700	212,800	240,100	280,400	325,100
35	164,500	214,000	241,400	282,200	327,100
36	166,300	215,200	242,800	284,100	329,200

37	168,100	216,300	244,100	285,800	331,100
38	169,800	217,600	245,400	287,500	333,000
39	171,500	218,900	246,800	289,300	335,000
40	173,200	220,000	248,200	291,100	336,900
41	174,800	221,100	249,300	292,800	338,800
42	176,200	222,300	250,600	294,500	340,700
43	177,600	223,500	251,900	296,200	342,500
44	179,000	224,700	253,200	297,800	344,400
45	180,500	225,800	254,100	299,500	345,900
46	181,900	227,000	255,200	301,200	347,300
47	183,300	228,200	256,400	302,800	348,800
48	184,700	229,300	257,600	304,500	350,300
49	186,000	230,400	258,800	305,700	351,900
50	187,200	231,600	260,000	307,200	352,700
51	188,300	232,800	261,200	308,800	353,900
52	189,500	234,000	262,200	310,400	354,900
53	190,600	235,100	263,300	312,000	355,800
54	191,700	236,100	264,400	313,600	356,900
55	192,800	237,000	265,600	315,200	357,800
56	193,900	238,000	266,800	316,700	358,900
57	195,000	239,000	267,800	318,200	359,800
58	196,000	240,000	268,800	319,400	360,500
59	197,100	241,000	269,900	320,600	361,200
60	198,100	241,900	270,900	321,800	361,900
61	199,200	242,900	272,000	322,500	362,300
62	200,100	243,800	273,100	323,400	362,900
63	201,000	244,700	274,100	324,200	363,600
64	201,900	245,600	275,200	325,000	364,300
65	202,600	246,500	276,100	325,900	364,600
66	203,400	247,300	276,900	326,300	365,300
67	204,200	248,100	277,700	327,000	366,000
68	205,000	248,800	278,500	327,800	366,700
69	205,500	249,600	279,400	328,600	367,000
70	206,100	250,200	280,200	329,300	367,600
71	206,500	250,800	281,000	330,000	368,300
72	207,100	251,300	281,700	330,700	368,900
73	207,700	251,500	282,500	331,200	369,200
74	208,400	251,900	283,200	331,800	369,800
75	209,100	252,400	284,000	332,300	370,500
76	209,900	252,900	284,800	332,900	371,100
77	210,200	253,500	285,400	333,200	371,500

78	210,900	253,900	286,000	333,700	372,000
79	211,600	254,400	286,500	334,100	372,600
80	212,300	254,900	286,900	334,600	373,100
81	213,000	255,200	287,300	335,000	373,600
82	213,700	255,500	287,700	335,500	374,200
83	214,400	255,800	288,200	336,000	374,700
84	215,100	256,100	288,700	336,500	375,000
85	215,800	256,300	289,100	336,800	375,400
86	216,500	256,600	289,700	337,200	375,900
87	217,200	256,900	290,300	337,700	376,300
88	217,900	257,200	290,900	338,100	376,700
89	218,400	257,400	291,200	338,400	377,100
90	219,000	257,600	291,700	338,800	377,600
91	219,600	258,000	292,200	339,300	378,000
92	220,200	258,200	292,600	339,700	378,400
93	220,600	258,500	293,000	339,900	378,700
94	221,100	258,900	293,500	340,300	
95	221,600	259,200	294,000	340,800	
96	222,100	259,500	294,500	341,200	
97	222,700	259,700	294,800	341,300	
98	223,200	260,000	295,200	341,800	
99	223,700	260,200	295,700	342,200	
100	224,200	260,500	296,200	342,500	
101	224,800	260,800	296,600	342,800	
102	225,300	261,000	297,000	343,200	
103	225,900	261,300	297,300	343,600	
104	226,500	261,600	297,600	344,000	
105	226,900	261,800	297,900	344,500	
106	227,400	262,000	298,300	344,900	
107	227,900	262,300	298,700	345,300	
108	228,300	262,500	299,100	345,700	
109	228,500	262,800	299,400	346,200	
110	228,900	263,100	299,800	346,600	
111	229,400	263,400	300,200	346,900	
112	229,900	263,600	300,500	347,200	
113	230,300	263,800	300,700	347,700	
114	230,800	264,100	301,000		
115	231,300	264,300	301,300		
116	231,800	264,500	301,500		
117	232,100	264,800	301,700		
118	232,500	265,100	302,000		

119	232,900	265,400	302,300	
120	233,300	265,700	302,500	
121	233,700	265,800	302,700	
122		266,100	303,000	
123		266,400	303,300	
124		266,700	303,500	
125		266,800	303,700	
126		267,100	304,000	
127		267,400	304,300	
128		267,700	304,500	
129		267,800	304,700	
130		268,100	305,000	
131		268,400	305,300	
132		268,700	305,500	
133		268,800	305,700	
134		269,100		
135		269,400		
136		269,700		
137		269,800		

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程中第1条の規定は公布の日から、その他の規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 5 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 6 切替日の前日から引き続き新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程別表第1の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（管理者が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
(施行細則)
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第10号

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月25日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県企業局企業職員給与規程（昭和30年新潟県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	123,900	175,000	197,000	222,900	261,900
2	124,800	176,500	198,400	224,800	264,000
3	125,800	178,000	199,800	226,700	266,000
4	126,700	179,500	201,200	228,500	268,100
5	127,700	180,900	202,600	230,200	270,200
6	128,700	182,400	204,100	232,100	272,300
7	129,700	183,900	205,500	234,000	274,400
8	130,700	185,400	207,000	235,800	276,500
9	131,500	186,900	208,500	237,500	278,600
10	132,500	188,100	210,100	239,400	280,700
11	133,500	189,400	211,700	241,200	282,800
12	134,600	190,600	213,300	243,100	284,900
13	135,400	192,000	214,700	244,900	287,000
14	136,400	193,100	216,400	246,800	289,100
15	137,400	194,300	218,100	248,600	291,200
16	138,400	195,500	219,700	250,400	293,300
17	139,500	196,700	221,100	252,200	295,400
18	140,700	197,900	222,300	254,200	297,500
19	141,900	198,900	223,500	256,200	299,600
20	143,100	200,000	224,700	258,200	301,700
21	144,200	201,000	226,000	260,100	303,800
22	145,400	202,200	227,600	262,000	305,900
23	146,600	203,400	229,200	263,900	308,000
24	147,800	204,500	230,800	265,700	310,100
25	149,000	205,700	232,400	267,700	312,100
26	150,500	207,000	233,900	269,600	314,200
27	152,000	208,300	235,400	271,500	316,300
28	153,500	209,600	236,900	273,400	318,400
29	154,900	210,900	238,300	275,300	320,400
30	156,400	212,200	239,700	277,200	322,500

31	157,900	213,500	241,100	279,100	324,600
32	159,400	214,800	242,400	281,000	326,700
33	160,900	215,500	243,600	282,700	328,400
34	162,700	216,900	245,000	284,600	330,400
35	164,500	218,200	246,300	286,500	332,500
36	166,300	219,600	247,700	288,400	334,600
37	168,100	220,700	249,000	290,100	336,500
38	169,800	222,000	250,400	291,900	338,500
39	171,500	223,300	251,800	293,700	340,500
40	173,200	224,500	253,200	295,500	342,500
41	174,800	225,600	254,400	297,400	344,400
42	176,200	226,800	255,700	299,100	346,300
43	177,600	228,000	257,000	300,800	348,200
44	179,000	229,200	258,300	302,500	350,100
45	180,500	230,400	259,300	304,200	352,000
46	181,900	231,600	260,400	305,900	353,600
47	183,300	232,800	261,600	307,600	355,200
48	184,700	233,900	262,800	309,300	356,800
49	186,000	235,100	264,100	310,600	358,500
50	187,200	236,300	265,300	312,200	359,700
51	188,300	237,500	266,500	313,800	360,900
52	189,500	238,700	267,500	315,400	362,000
53	190,600	239,800	268,600	317,100	363,000
54	191,700	240,800	269,800	318,700	364,100
55	192,800	241,800	271,000	320,300	365,100
56	193,900	242,800	272,200	321,900	366,200
57	195,000	243,800	273,200	323,400	367,100
58	196,000	244,800	274,300	324,600	367,800
59	197,100	245,800	275,400	325,800	368,500
60	198,100	246,800	276,400	327,000	369,200
61	199,200	247,800	277,500	328,100	369,800
62	200,100	248,700	278,600	329,100	370,500
63	201,000	249,600	279,700	330,000	371,200
64	201,900	250,500	280,800	331,000	371,900
65	202,600	251,500	281,700	331,900	372,400
66	203,400	252,300	282,500	332,700	373,100
67	204,200	253,100	283,300	333,500	373,800
68	205,000	253,800	284,200	334,300	374,500
69	205,500	254,600	285,100	335,200	375,000
70	206,100	255,200	285,900	335,900	375,700
71	206,500	255,800	286,700	336,600	376,400

72	207,100	256,300	287,400	337,300	377,100
73	207,700	256,600	288,200	337,800	377,600
74	208,400	257,000	289,000	338,400	378,300
75	209,100	257,500	289,800	339,000	379,000
76	209,900	258,000	290,600	339,600	379,700
77	210,200	258,600	291,200	340,000	380,200
78	210,900	259,000	291,800	340,500	380,800
79	211,600	259,500	292,300	341,000	381,400
80	212,300	260,000	292,700	341,500	382,000
81	213,000	260,300	293,100	342,000	382,700
82	213,700	260,600	293,600	342,500	383,300
83	214,400	260,900	294,100	343,000	383,900
84	215,100	261,200	294,600	343,500	384,500
85	215,800	261,400	295,000	344,000	385,100
86	216,500	261,800	295,600	344,500	385,700
87	217,200	262,100	296,200	345,000	386,300
88	217,900	262,400	296,800	345,500	386,900
89	218,400	262,600	297,100	345,900	387,600
90	219,000	262,800	297,600	346,400	388,200
91	219,600	263,200	298,100	346,900	388,800
92	220,200	263,400	298,600	347,400	389,400
93	220,600	263,700	299,000	347,700	390,100
94	221,100	264,100	299,500	348,200	
95	221,600	264,500	300,000	348,700	
96	222,100	264,900	300,500	349,200	
97	222,700	265,100	300,900	349,500	
98	223,200	265,400	301,400	350,000	
99	223,700	265,600	301,900	350,500	
100	224,200	265,900	302,400	351,000	
101	224,800	266,200	302,800	351,300	
102	225,300	266,400	303,200	351,700	
103	225,900	266,700	303,600	352,100	
104	226,500	267,000	304,000	352,500	
105	226,900	267,200	304,400	353,000	
106	227,400	267,500	304,800	353,400	
107	227,900	267,800	305,200	353,800	
108	228,300	268,100	305,600	354,200	
109	228,500	268,400	306,000	354,700	
110	228,900	268,700	306,400	355,100	
111	229,400	269,000	306,800	355,500	
112	229,900	269,300	307,200	355,900	

113	230,300	269,600	307,500	356,400
114	230,800	269,900	307,900	
115	231,300	270,200	308,300	
116	231,800	270,500	308,700	
117	232,100	270,800	309,000	
118	232,500	271,100	309,400	
119	232,900	271,400	309,800	
120	233,300	271,700	310,200	
121	233,700	271,900	310,500	
122		272,200	310,900	
123		272,500	311,300	
124		272,800	311,700	
125		272,900	311,900	
126		273,200	312,300	
127		273,500	312,700	
128		273,800	313,100	
129		273,900	313,300	
130		274,200	313,700	
131		274,500	314,100	
132		274,800	314,500	
133		274,900	314,700	
134		275,200		
135		275,500		
136		275,800		
137		275,900		

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。

第2条 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 企業局長は、すべての<u>技能労務職員</u>の職を前項に規定する級のいずれかに格付し、第1項の給料表により職務の級及び号給を決定し、給料を支給しなければならない。</p> <p>4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された<u>技能労務職員</u>の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、<u>22万900円</u>とする。</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 企業局長は、すべての<u>職員</u>の職を前項に規定する級のいずれかに格付し、第1項の給料表により職務の級及び号給を決定し、給料を支給しなければならない。</p> <p>4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された<u>職員</u>（以下「<u>再任用職員</u>」という。）の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、<u>22万5,700</u></p>

<p>5 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める技能労務職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第3項の規定の例によるものとする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 技能労務職員の扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）及び退職手当の支給並びにその支給方法については、普通職員の例によるものとする。この場合において、職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和37年新潟県人事委員会規則第6－183号）第4条の5中「別表」とあるのは「給与規程別表第4の2」とする。</p> <p>9・10 (略)</p>	<p>円とする。</p> <p>5 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第3項の規定の例によるものとする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 技能労務職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）及び退職手当の支給並びにその支給方法については、普通職員の例によるものとする。この場合において、職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和37年新潟県人事委員会規則第6－183号）第4条の5中「別表」とあるのは「給与規程別表第4の2」とする。</p> <p>9・10 (略)</p>
---	---

第3条 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	123,900	175,000	196,600	223,900	258,300
2	124,800	176,500	198,000	225,500	260,400
3	125,800	178,000	199,400	227,100	262,300
4	126,700	179,500	200,700	228,700	264,400
5	127,700	180,900	202,000	230,300	266,300
6	128,700	182,400	203,400	232,000	268,300
7	129,700	183,800	204,800	233,600	270,400
8	130,700	185,200	206,200	235,200	272,500
9	131,500	186,600	207,600	236,800	274,600
10	132,500	187,800	209,200	238,400	276,600
11	133,500	189,100	210,800	240,000	278,700
12	134,600	190,300	212,300	241,600	280,800
13	135,400	191,500	213,600	243,200	282,800
14	136,400	192,600	215,100	244,700	284,900
15	137,400	193,700	216,600	246,200	286,900
16	138,400	194,800	217,900	247,700	289,000
17	139,500	195,900	219,000	249,200	291,000
18	140,700	197,000	219,800	251,100	293,000
19	141,900	198,000	220,700	252,900	295,100
20	143,100	199,000	221,700	254,700	297,100
21	144,200	200,000	222,700	256,400	299,200

22	145,400	201,100	224,200	258,300	301,300
23	146,600	202,200	225,600	260,200	303,300
24	147,800	203,200	226,800	261,900	305,400
25	149,000	204,200	228,300	263,900	307,200
26	150,500	205,100	229,600	265,800	309,300
27	152,000	205,800	231,000	267,600	311,400
28	153,500	206,700	232,300	269,500	313,400
29	154,900	207,600	233,600	271,200	315,400
30	156,400	208,800	234,900	273,100	317,400
31	157,900	209,900	236,300	275,000	319,500
32	159,400	210,800	237,600	276,800	321,600
33	160,900	211,500	238,800	278,500	323,100
34	162,700	212,800	240,100	280,400	325,100
35	164,500	214,000	241,400	282,200	327,100
36	166,300	215,200	242,800	284,100	329,200
37	168,100	216,300	244,100	285,800	331,100
38	169,800	217,600	245,400	287,500	333,000
39	171,500	218,900	246,800	289,300	335,000
40	173,200	220,000	248,200	291,100	336,900
41	174,800	221,100	249,300	292,800	338,800
42	176,200	222,300	250,600	294,500	340,700
43	177,600	223,500	251,900	296,200	342,500
44	179,000	224,700	253,200	297,800	344,400
45	180,500	225,800	254,100	299,500	345,900
46	181,900	227,000	255,200	301,200	347,300
47	183,300	228,200	256,400	302,800	348,800
48	184,700	229,300	257,600	304,500	350,300
49	186,000	230,400	258,800	305,700	351,900
50	187,200	231,600	260,000	307,200	352,700
51	188,300	232,800	261,200	308,800	353,900
52	189,500	234,000	262,200	310,400	354,900
53	190,600	235,100	263,300	312,000	355,800
54	191,700	236,100	264,400	313,600	356,900
55	192,800	237,000	265,600	315,200	357,800
56	193,900	238,000	266,800	316,700	358,900
57	195,000	239,000	267,800	318,200	359,800
58	196,000	240,000	268,800	319,400	360,500
59	197,100	241,000	269,900	320,600	361,200
60	198,100	241,900	270,900	321,800	361,900
61	199,200	242,900	272,000	322,500	362,300
62	200,100	243,800	273,100	323,400	362,900

63	201,000	244,700	274,100	324,200	363,600
64	201,900	245,600	275,200	325,000	364,300
65	202,600	246,500	276,100	325,900	364,600
66	203,400	247,300	276,900	326,300	365,300
67	204,200	248,100	277,700	327,000	366,000
68	205,000	248,800	278,500	327,800	366,700
69	205,500	249,600	279,400	328,600	367,000
70	206,100	250,200	280,200	329,300	367,600
71	206,500	250,800	281,000	330,000	368,300
72	207,100	251,300	281,700	330,700	368,900
73	207,700	251,500	282,500	331,200	369,200
74	208,400	251,900	283,200	331,800	369,800
75	209,100	252,400	284,000	332,300	370,500
76	209,900	252,900	284,800	332,900	371,100
77	210,200	253,500	285,400	333,200	371,500
78	210,900	253,900	286,000	333,700	372,000
79	211,600	254,400	286,500	334,100	372,600
80	212,300	254,900	286,900	334,600	373,100
81	213,000	255,200	287,300	335,000	373,600
82	213,700	255,500	287,700	335,500	374,200
83	214,400	255,800	288,200	336,000	374,700
84	215,100	256,100	288,700	336,500	375,000
85	215,800	256,300	289,100	336,800	375,400
86	216,500	256,600	289,700	337,200	375,900
87	217,200	256,900	290,300	337,700	376,300
88	217,900	257,200	290,900	338,100	376,700
89	218,400	257,400	291,200	338,400	377,100
90	219,000	257,600	291,700	338,800	377,600
91	219,600	258,000	292,200	339,300	378,000
92	220,200	258,200	292,600	339,700	378,400
93	220,600	258,500	293,000	339,900	378,700
94	221,100	258,900	293,500	340,300	
95	221,600	259,200	294,000	340,800	
96	222,100	259,500	294,500	341,200	
97	222,700	259,700	294,800	341,300	
98	223,200	260,000	295,200	341,800	
99	223,700	260,200	295,700	342,200	
100	224,200	260,500	296,200	342,500	
101	224,800	260,800	296,600	342,800	
102	225,300	261,000	297,000	343,200	
103	225,900	261,300	297,300	343,600	

104	226,500	261,600	297,600	344,000
105	226,900	261,800	297,900	344,500
106	227,400	262,000	298,300	344,900
107	227,900	262,300	298,700	345,300
108	228,300	262,500	299,100	345,700
109	228,500	262,800	299,400	346,200
110	228,900	263,100	299,800	346,600
111	229,400	263,400	300,200	346,900
112	229,900	263,600	300,500	347,200
113	230,300	263,800	300,700	347,700
114	230,800	264,100	301,000	
115	231,300	264,300	301,300	
116	231,800	264,500	301,500	
117	232,100	264,800	301,700	
118	232,500	265,100	302,000	
119	232,900	265,400	302,300	
120	233,300	265,700	302,500	
121	233,700	265,800	302,700	
122		266,100	303,000	
123		266,400	303,300	
124		266,700	303,500	
125		266,800	303,700	
126		267,100	304,000	
127		267,400	304,300	
128		267,700	304,500	
129		267,800	304,700	
130		268,100	305,000	
131		268,400	305,300	
132		268,700	305,500	
133		268,800	305,700	
134		269,100		
135		269,400		
136		269,700		
137		269,800		

附 則

(施行期日等)

- この規程中第1条の規定は公布の日から、その他の規定は平成27年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の新潟県企業局企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給に

については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新潟県企業局企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 6 切替日の前日から引き続き新潟県企業局企業職員給与規程別表第1の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(企業局長が定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(施行細則)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、普通職員の例による。

人事委員会規則

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1745号

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則（規則第6-1671号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前				
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）				
ア 公安職給料表			ア 公安職給料表				
職務の級	号 給	割 合	職務の級	号 給	割 合		
3 級	1	100分の <u>99.96</u>	3 級	1	100分の <u>99.91</u>		
	2	100分の <u>99.96</u>		2	100分の <u>99.81</u>		
	3	100分の <u>99.96</u>		3	100分の <u>99.71</u>		
	4	100分の <u>99.96</u>		4	100分の <u>99.62</u>		
	5	100分の <u>99.96</u>		5	100分の <u>99.57</u>		
	6	100分の <u>99.96</u>		6	100分の <u>99.53</u>		
	7	100分の <u>99.96</u>		7	100分の <u>99.49</u>		
	8	100分の <u>99.96</u>		8	100分の <u>99.45</u>		
	9	100分の <u>99.82</u>		9	100分の <u>99.27</u>		
	10	100分の <u>99.87</u>		10	100分の <u>99.27</u>		
	11	100分の <u>99.91</u>		11	100分の <u>99.28</u>		
	12	100分の <u>99.96</u>		12	100分の <u>99.28</u>		
	13	100分の <u>99.96</u>		13	100分の <u>99.20</u>		
	14	100分の <u>99.96</u>		14	100分の <u>99.12</u>		
	15	100分の <u>99.96</u>		15	100分の <u>99.04</u>		
	16	100分の <u>99.92</u>					
	17	100分の <u>99.83</u>					
	18	100分の <u>99.83</u>					
	19	100分の <u>99.83</u>					
	20	100分の <u>99.84</u>					
	21	100分の <u>99.75</u>					
	22	100分の <u>99.80</u>					
	23	100分の <u>99.84</u>					
	24	100分の <u>99.84</u>			24	100分の <u>99.02</u>	
	25	100分の <u>99.80</u>			25	100分の <u>99.02</u>	
	26	100分の <u>99.76</u>			26	100分の <u>98.99</u>	
	27	100分の <u>99.72</u>					
	28	100分の <u>99.68</u>					
	29	100分の <u>99.73</u>					
	30	100分の <u>99.73</u>					
	31	100分の <u>99.73</u>			31	100分の <u>98.98</u>	
	32	100分の <u>99.73</u>			32	100分の <u>98.98</u>	

33	100分の <u>99.73</u>
34	100分の <u>99.73</u>
35	100分の <u>99.73</u>
36	100分の <u>99.74</u>
37	100分の <u>99.70</u>
38	100分の <u>99.70</u>
39	100分の <u>99.70</u>
40	100分の <u>99.74</u>
41	100分の <u>99.67</u>
42	100分の <u>99.60</u>
43	100分の <u>99.60</u>
44	100分の <u>99.60</u>
45	100分の <u>99.57</u>
46	100分の <u>99.57</u>
47	100分の <u>99.57</u>
48	100分の <u>99.58</u>
49	100分の <u>99.51</u>
50	100分の <u>99.47</u>
51	100分の <u>99.44</u>
52	100分の <u>99.41</u>
53	100分の <u>99.34</u>
54	100分の <u>99.25</u>
55	100分の <u>99.15</u>
56	100分の <u>99.05</u>
57	100分の <u>99.05</u>
58	100分の <u>98.99</u>

33	100分の <u>98.99</u>
34	100分の <u>99.00</u>
35	100分の <u>99.00</u>
36	100分の <u>99.01</u>
37	100分の <u>99.01</u>
38	100分の <u>99.02</u>
39	100分の <u>99.02</u>
40	100分の <u>99.07</u>
41	100分の <u>99.03</u>
42	100分の <u>99.00</u>
43	100分の <u>99.01</u>
44	100分の <u>99.01</u>
45	100分の <u>98.98</u>
46	100分の <u>98.99</u>
47	100分の <u>99.00</u>
48	100分の <u>99.00</u>

イ 教育職給料表(二)

職務の級	号 給	割 合
1 級	84	100分の <u>99.76</u>
	85	100分の <u>99.49</u>
	86	100分の <u>99.23</u>
2 級	48	100分の <u>99.48</u>

備考 (略)

ウ 教育職給料表(三)

職務の級	号 給	割 合
2 級	61	100分の <u>99.44</u>

イ 教育職給料表(二)

職務の級	号 給	割 合
1 級	84	100分の <u>99.75</u>
	85	100分の <u>99.46</u>
	86	100分の <u>99.21</u>
2 級	48	100分の <u>99.45</u>

備考 (略)

ウ 教育職給料表(三)

職務の級	号 給	割 合
2 級	61	100分の <u>99.35</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1746号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第6-48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第2 調整基本額表（第2条関係）		別表第2 調整基本額表（第2条関係）	
ア 行政職給料表		ア 行政職給料表	
職務の級	調 整 基 本 額	職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,600円	1 級	6,500円
2 級	8,500円	2 級	8,400円
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	
イ 公安職給料表		イ 公安職給料表	
職務の級	調 整 基 本 額	職務の級	調 整 基 本 額
(略)		(略)	
2 級	8,800円	2 級	8,700円
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	
ウ、エ (略)		ウ、エ (略)	
オ 医療職給料表(-)		オ 医療職給料表(-)	
職務の級	調 整 基 本 額	職務の級	調 整 基 本 額
(略)		(略)	
4 級	15,600円	4 級	15,500円
(略)		(略)	
カ (略)		カ (略)	
キ 医療職給料表(三)		キ 医療職給料表(三)	
職務の級	調 整 基 本 額	職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円	1 級	8,000円
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	
ク、ケ (略)		ク、ケ (略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1747号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(併給禁止)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 条例第55条第4項の人事委員会規則で定める手当は、次に掲げる手当とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 遠隔地水上警戒作業手当</u></p> <p>(日額の手当の特例)</p> <p>第40条 手当の額が日額で定められている特殊勤務手当の作業（次に掲げる特殊勤務手当の作業を除く。）に従事した時間（条例第55条第4項の規定により支給されないこととなる手当がある場合においては、当該手当に係る作業に従事した時間を加えた時間）が、1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、条例の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p><u>(22) 遠隔地水上警戒作業手当</u></p>	<p>(併給禁止)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 条例第55条第4項の人事委員会規則で定める手当は、次に掲げる手当とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(日額の手当の特例)</p> <p>第40条 手当の額が日額で定められている特殊勤務手当の作業（次に掲げる特殊勤務手当の作業を除く。）に従事した時間（条例第55条第4項の規定により支給されないこととなる手当がある場合においては、当該手当に係る作業に従事した時間を加えた時間）が、1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、条例の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(21) (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1748号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則第6-140号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	
1 年 未 満	円 412,200	円 366,700	円 307,000	円 50,300
1年以上2年未満	412,200	366,700	307,000	50,300
2年以上3年未満	412,200	366,700	307,000	50,300
3年以上4年未満	412,200	366,700	307,000	50,300
4年以上5年未満	412,200	366,700	307,000	50,300
5年以上6年未満	412,200	366,700	307,000	50,300
6年以上7年未満	412,200	366,700	307,000	48,500
7年以上8年未満	412,200	366,700	307,000	46,700
8年以上9年未満	412,200	366,700	307,000	44,900
9年以上10年未満	412,200	366,700	307,000	43,100
10年以上11年未満	412,200	366,700	307,000	41,300
11年以上12年未満	412,200	366,700	307,000	39,500
12年以上13年未満	412,200	366,700	307,000	37,700
13年以上14年未満	412,200	366,700	307,000	35,900
14年以上15年未満	412,200	366,700	307,000	34,500
15年以上16年未満	412,200	366,700	307,000	33,100
16年以上17年未満	407,800	362,700	303,700	31,700
17年以上18年未満	403,400	358,700	300,400	30,300
18年以上19年未満	399,000	354,700	297,100	28,900
19年以上20年未満	394,600	350,700	293,800	27,500
20年以上21年未満	390,200	346,700	290,500	26,100
21年以上22年未満	370,800	329,800	276,700	25,500
22年以上23年未満	351,000	312,600	262,700	24,900
23年以上24年未満	331,700	295,900	249,200	23,900
24年以上25年未満	312,300	279,000	235,300	23,300
25年以上26年未満	292,800	262,100	221,600	22,700
26年以上27年未満	270,100	241,300	204,000	22,100
27年以上28年未満	247,900	220,900	186,900	21,500
28年以上29年未満	225,500	200,500	169,600	20,700
29年以上30年未満	202,700	179,700	152,000	20,400
30年以上31年未満	177,900	157,800	134,000	20,000
31年以上32年未満	153,000	135,900	115,700	19,400
32年以上33年未満	128,400	114,200	97,800	18,500
33年以上34年未満	90,300	82,300	71,800	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	16,900

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1749号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の150</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の190</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の70</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の90</u>）</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の135</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の175</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の65</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の85</u>）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成26年12月1日から適用する。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第13号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第22条に基づく公安委員会の要請並びに第24条第2項及び第3項に基づく立入調査の実施に関する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

新潟県公安委員会

委員長 小 川 和 明

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第22条に基づく公安委員会の要請並びに第24条第2項及び第3項に基づく立入調査の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第22条に基づく公安委員会の要請並びに第24条第2項及び第3項に基づき実施する立入調査に関し必要な事項を定めるものとする。

(公安委員会の要請)

第2条 条例第22条に規定する要請は、措置要請書(別記様式第1号)により行うものとする。

(立入調査を行う警察職員)

第3条 条例第24条第2項に規定する公安委員会規則で定める警察職員は、刑事部組織犯罪対策第一課及び警察署の職員とする。

(証明書)

第4条 条例第24条第3項に規定する公安委員会規則で定める身分を示す証明書の様式は、身分証明書(別記様式第2号)のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

第 号
年 月 日

新潟県知事 殿

新潟県公安委員会 

措置要請書

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号)第22条の規定により、次のとおり必要な措置を要請します。

要請する必要な措置	
措置の内容	
要請理由 (事案概要等)	
備 考	

別記様式第2号(第4条関係)

(表)

	第 号	
身 分 証 明 書		
写 真	所 属	
	階 級	
	氏 名	
<p>上記の者は、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第24条第2項の規定により立入調査をする警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">新潟県公安委員会 印</p>		

5.4

8.6

(裏)

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(抜粋)

(立入調査等)

第24条 略

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、基準該当製品等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査を行う者は、第1項の職員は規則で、前項の職員は公安委員会規則で定める身分を示す証明書を携行し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第29条 第24条第1項若しくは第2項の規定による立入調査若しくは同条第1項の規定による収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第26条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

注 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

新潟県公安委員会規則第14号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
遺行 失規 物則 法関 施係	(略)	遺行 失規 物則 法関 施係	(略)
新止 瀉に 県関 薬す 物る の条 濫例 用関 の係 防	(1) 新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「薬濫防止条例」という。）第22条の規定による公安委員会の要請 (2) 薬濫防止条例第24条第2項の規定による立入調査等の実施		
(略)		(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。